

添付法令資料 3 :

土地・建物税の軽減の供与に関する2023年11月29日付

インドネシア共和国財務大臣規則No. 129 (目次)

同年 12 月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 申請に基づく土地・建物税の軽減の供与
 - 第 1 節 通則 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 土地・建物税の軽減申請の規定及び要件 (第 5 条ないし第 9 条)
 - 第 3 節 土地・建物税の軽減の検査、審査及び決定 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 4 節 土地・建物税の軽減申請に対する取消し (第 14 条及び第 15 条)
- 第 3 章 職権による土地・建物税の軽減の供与 (第 16 条)
- 第 4 章 土地・建物税の軽減の供与に係る枠組みにおける文書及び書類の提出 (第 17 条)
- 第 5 章 経過規定 (第 18 条)
- 第 6 章 終則 (第 19 条及び第 20 条)